

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		療養取り扱い機関の費用返納命令等
根拠法令及び条項		国民健康保険法第65条第3項
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部国保年金課国民健康保険係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	第65条第3項 市町村及び組合は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第3項(第52条の2第3項及び第53条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第54条の2第5項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定(平成31年4月1日最終変更)